

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年6月17日(2010.6.17)

【公表番号】特表2007-533657(P2007-533657A)

【公表日】平成19年11月22日(2007.11.22)

【年通号数】公開・登録公報2007-045

【出願番号】特願2006-554156(P2006-554156)

【国際特許分類】

A 6 1 K 38/55 (2006.01)

A 6 1 K 31/727 (2006.01)

A 6 1 K 9/72 (2006.01)

A 6 1 P 11/00 (2006.01)

A 6 1 P 11/16 (2006.01)

A 6 1 P 11/12 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

A 6 1 P 7/02 (2006.01)

A 6 1 P 29/00 (2006.01)

A 6 1 P 9/14 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 37/64

A 6 1 K 31/727

A 6 1 K 9/72

A 6 1 P 11/00

A 6 1 P 11/16

A 6 1 P 11/12

A 6 1 P 43/00 1 1 1

A 6 1 P 43/00 1 2 1

A 6 1 P 7/02

A 6 1 P 29/00

A 6 1 P 9/14

【手続補正書】

【提出日】平成22年4月2日(2010.4.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

対象において急性肺障害を治療するための組成物であって、アンチトロンビンIIIとヘパリンを含み、治療的有効量のアンチトロンビンIIIおよびヘパリンが吸入により投与されることを特徴とする組成物。

【請求項2】

前記肺障害が敗血性急性肺障害または急性呼吸促迫症候群(ARDS)であることを特徴とする請求項1記載の組成物。

【請求項3】

前記肺障害が、細菌性物質またはウイルス性物質への暴露に応答して生じたものであることを特徴とする請求項1記載の組成物。

【請求項 4】

前記細菌性物質がシュードモナス・ニューモニア (*Pseudomonas pneumonia*) であることを特徴とする請求項 3 記載の組成物。

【請求項 5】

前記肺障害が、1 または複数の煙またはアスベストへの暴露に応答して生じたものであることを特徴とする請求項 1 記載の組成物。

【請求項 6】

治療される肺障害が、煙吸入または肺の熱傷により引き起こされたものであることを特徴とする請求項 1 記載の組成物。

【請求項 7】

前記肺障害が、肺腫瘍形成、胸膜腫瘍形成、間質性肺炎および器質化胸膜炎よりなる群から選択される肺障害を含むことを特徴とする請求項 1 記載の組成物。

【請求項 8】

アンチトロンビン III およびヘパリンの組み合わせが超音波ネブライザーを用いて投与されることを特徴とする請求項 1 記載の組成物。

【請求項 9】

アンチトロンビン III が、血漿由来のアンチトロンビン III であることを特徴とする請求項 1 記載の組成物。

【請求項 10】

アンチトロンビン III が、組み換えにより生成されたアンチトロンビン III であることを特徴とする請求項 1 記載の組成物。

【請求項 11】

前記組み換えにより生成されたアンチトロンビン III が、遺伝子導入により生成されたアンチトロンビン III であることを特徴とする請求項 10 記載の組成物。

【請求項 12】

単回投与より多くのアンチトロンビン III が前記対象に投与されることを特徴とする請求項 1 記載の組成物。

【請求項 13】

アンチトロンビン III が体重当たり約 10-300U/kg の用量で投与されることを特徴とする請求項 1 記載の組成物。

【請求項 14】

アンチトロンビン III が体重当たり約 25-125U/kg の用量で投与されることを特徴とする請求項 1 記載の組成物。

【請求項 15】

単回投与より多くのアンチトロンビン III の投与が、2 から 6 時間までの所定の間隔で行われることを特徴とする請求項 12 記載の組成物。

【請求項 16】

アンチトロンビン III (ATIII) が、1 週間までの期間に亘り吸入により投与されることを特徴とする請求項 1 記載の組成物。

【請求項 17】

アンチトロンビン III (ATIII) が、粉末吸入システムまたはジェットネブライザーを用いて投与されることを特徴とする請求項 1 記載の組成物。

【請求項 18】

ヘパリンが血漿由来のヘパリンであることを特徴とする請求項 1 記載の組成物。

【請求項 19】

単回投与より多くのヘパリンが前記対象に投与されることを特徴とする請求項 1 記載の組成物。

【請求項 20】

ヘパリンが体重当たり約 10-300U/kg の用量で投与されることを特徴とする請求項 1 記載の組成物。

【請求項 2 1】

ヘパリンが体重当たり約25-125U/kgの用量で投与されることを特徴とする請求項 1 記載の組成物。

【請求項 2 2】

薬剤的に許容される担体をさらに含むことを特徴とする請求項 1 記載の組成物。

【請求項 2 3】

前記薬剤的に許容される担体が水または生理食塩水であることを特徴とする請求項 2 2 記載の組成物。

【請求項 2 4】

肺のガス交換を増加させるのに効果的であることを特徴とする請求項 1 記載の組成物。

【請求項 2 5】

血管透過性を低下させるのに効果的であることを特徴とする請求項 1 記載の組成物。